


僕の名前は「なごワン」。
消費生活Q&Aを紹介するワン。




消費生活Q&A 天皇陛下の退位に便乗した送り付け商法

Q  (安 しん子ちゃん)


今年は平成から年号が変わるよね。近所のおじさんが、知らない業者から「年号が変わるので天皇陛下のアルバムを買いませんか。今なら8万円のところ3万円で買えます。」と電話があって、断ったのに自宅にアルバムが送ってきたんだって。こんな時はどうしたらいいの？

A  (なごワン)

それは、新たな送り付け商法だワン。注文していない商品が来たときは、代金を支払わずに受け取りを拒否したらいいワン。

Q  (安 しん子ちゃん)

受け取を拒否したら宅配業者の人に迷惑がかからないかな？

A  (なごワン)

安心して。受け取りを拒否することで宅配業者に迷惑がかかることはないワン。

送り付け商法の対処法

- ①頼んでいない商品は、受け取らない。
- ②もし受け取っても、お金は払わない。
- ③商品は送り返すか、送り返さない場合は、受け取って14日間経過したとき、または業者に引き取りを請求してから7日間経過した場合は処分しても大丈夫。
- ④請求書は受領拒否する。
- ⑤契約してもクーリングオフできる場合があるので、あきらめずに相談する。

困ったときは、町の消費生活相談窓口にご相談するといいワン。